



潟上市総合発展計画（後期基本計画）策定経過

年月日	項 目
22. 2	市民アンケートの実施（3/12 締め切り）
22. 5. 7	総合発展計画政策会議開催（総合発展計画策定方針決定）
22. 5. 24	総合発展計画策定委員会委員（課長等）を委嘱
22. 5. 25	総合発展計画後期基本計画作成部会員（班長等）を委嘱
22. 6. 1	総合発展計画策定委員会を開催
22. 6. 4	総合発展計画後期基本計画素案作成等説明会開催（天王・昭和庁舎）
22. 7. 28	平成22年度第1回昭和地区地域審議会を開催
22. 7. 28	平成22年度第1回飯田川地区地域審議会を開催
22. 9. 16	総合発展計画検討委員会設置要綱改正（告示第108号）公募委員追加
22. 9. 16	総合発展計画検討委員会公募委員選考実施要綱制定（告示第109号）
22. 9. 16	総合発展計画検討委員会部会設置要綱改正（告示第110号）部会数減
22. 9. 24	後期基本計画・庁内ヒアリングを実施（昭和庁舎）
22. 9. 27	後期基本計画・庁内ヒアリングを実施（飯田川庁舎）
22. 9. 28	後期基本計画・庁内ヒアリングを実施（天王庁舎）
22. 10. 1	総合発展計画検討委員公募開始（広報及びホームページ）
22. 10. 1	総合発展計画策定進ちょく状況情報発信開始（ホームページ）
22. 10. 19	総合発展計画政策会議開催（検討委員会用・素案決定）
22. 11. 10	第1回総合発展計画検討委員会を開催（及び各部会開催）
22. 12. 20	第2回総合発展計画検討委員会を開催（及び各部会開催）
23. 1. 6	昭和・飯田川地区地域審議会へ基本構想案諮問
23. 1. 12	教育・文化と交流・連携部会開催
23. 1. 13	快適環境と健康・福祉部会開催
23. 1. 18	総合発展計画政策会議を開催（実施計画案決定）
23. 1. 25	第3回総合発展計画検討委員会を開催（及び各部会開催）
23. 1. 27	パブリックコメント実施（ホームページ及び各庁舎）～2/8
23. 1. 28	平成22年度第2回昭和地区地域審議会を開催（基本構想素案答申）
23. 1. 28	平成22年度第2回飯田川地区地域審議会を開催（基本構想素案答申）
23. 2. 1	総合発展計画政策会議を開催（最終案決定）
23. 2. 15	議会全員協議会開催（基本構想案・後期基本計画案説明）
23. 2. 23	2月定例会で基本構想及び後期基本計画を議決

市民アンケートによるまちづくりへの意識と評価

● 市民アンケート調査について

前期基本計画における各施策の「満足度」や「重要度」など、市民の意識把握のため、市民アンケートを実施しました。

調査対象 :18 歳以上の市民 2,000 人

調査時期 :平成 22 年 2 月 ~3 月

回収状況 :885 件 (回収率 44.3%)

1. 市への愛着度

潟上市への愛着度の質問には、「とても感じている」が 25.1%、「どちらかというと感じている」が 48.2%で、これら合計の 73.3%の市民が、潟上市への愛着を感じているといえます。

2. 市の魅力

潟上市の魅力についての質問には、「自然環境が豊か」が 23.1%、「上下水道や公園などの生活環境施設が整っている」12.0%、「道路・公共交通の便がよい」11.2%と続き、緑豊かな都市像の印象を持たれていると考えられます。

3. 定住志向

潟上市へ今後も住みたいかの質問には、「住みたい」が 48.5%、「どちらかといえば住みたい」が 34.9%で、これら合計の 83.4%の市民が引き続き本市への定住志向があると考えられます。

一方で、「どちらかといえば住みたくない」と「住みたくない」と答えた方の主な理由は、「働く場が不十分」「買い物の便が悪い」で約 4 割を占めました。

4. 現状の満足度と今後の重要度

前期基本計画で進めてきた、各種施策の満足度と、今後の重要度について

< 満足度 >

市民にとって満足度が高い項目は、「下水道の整備」「上水道の安定供給」「消防・救急体制」「広報やホームページ等の情報発信」などとなっています。

一方で、「雇用の場の確保への取り組み」「観光資源の活用・観光振興」「鉄道やバスなどの便利さ」「商業やサービス業の育成・支援」などの満足度は低くなっています。

< 重要度 >

市民が考える今後の生活に関する重要度の高い項目は、「病院などの地域医療施設や医療制度」「消防・救急体制」「犯罪などに対する防犯対策」「雇用の場の確保への取り組み」



などがあげられています。

一方で、「男女共同参画の推進」「公営住宅の整備」「公民館などの交流施設や各種講座」については、市民意識では重要度が低いと考えられているようです。

◎満足度と重要度の相対比較

個人の満足度と重要度を相対的に比較するために、それぞれを数値化しました。その点数が大きければ大きいほど満足度（重要度）が高く、小さければ小さいほど満足度（重要度）は低いということになります。

数値化する際には以下のように選択肢を点数化しています。

< 満足度 >

満足している	10点
やや満足している	5点
どちらともいえない	0点
あまり満足していない	-5点
不満である	-10点

< 重要度 >

重要である	10点
やや重要である	5点
どちらともいえない	0点
あまり重要でない	-5点
重要ではない	-10点

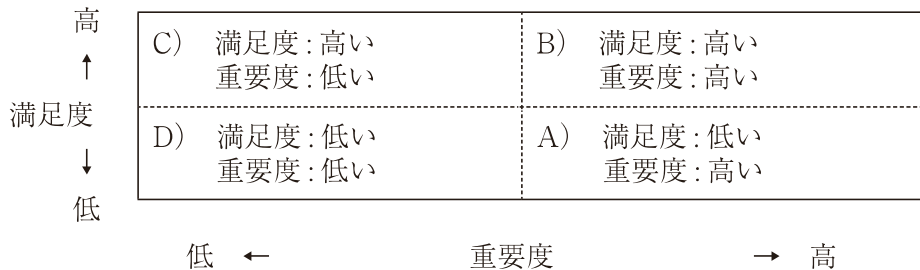
(それぞれの質問の回答者数から無回答者数を控除し、平均値を算出。)



◎散布図について（145 ページ参照）

以下に示す散布図のそれぞれの領域は、あくまでも調査項目上の相対的な位置関係を表すもので、A~D の相対比較は絶対的区分ではありません。

【散布図の領域イメージ】



A) 【重点取り組み分野】

現在の満足度が低く、かつ今後の重要度が高い項目。率先して取り組むべき分野といえます。

「雇用の場の確保への取り組み」「地球温暖化対策の推進」「鉄道やバスなどの便利さ」「行政改革への取り組み」などが含まれ、今後の優先的な取り組みが期待されているといえます。

B) 【重点維持分野】

現在の満足度が高く、今後の重要度も高い項目。引き続き重点的に維持していくべき分野といえます。

「下水道の整備」「上水道の安定供給」「消防・救急体制」「病院などの地域医療施設や医療制度」などが含まれ、今後も継続的な取り組みが必要といえます。

C) 【維持分野】

現在の満足度は高いが、今後の重要度は低い項目。これまで推進してきた施策の成果が現れた分野と思われます。

「広報やホームページ等の情報発信」「公民館等の交流施設や各種講座」「スポーツ・レクリエーション施設」「公共施設の利用のしやすさ」などが含まれ、ある一定の満足度は得られているものといえます。

D) 【改善分野】

現在の満足度が低く、かつ今後の重要度も低い項目。今後は満足度を高めていく必要がある分野といえます。

「男女共同参画の推進」「公営住宅の整備状況」「集落営農リーダーの確保・育成」「地元企業・事務所への支援」などが含まれ、市民からの理解が得られる範囲で更なる事業の推進が必要といえます。



5. まちづくりにおける市の特色

今後のまちづくりにおいて、潟上市はどのような特色を出すべきかの質問には、「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」が24.6%、「快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適環境のまち」が20.1%、「子育て環境や子どもの保育・医療・福祉の充実した子育て・教育のまち」が15.3%となり、福祉・教育・生活環境の分野に特色を出すことを望んでいます。

6. 地域活動やボランティア活動への参加

地域活動・ボランティアの参加状況と参加意向の質問には、「現在も参加はしておらず、今後も参加するつもりはない」が37.7%で最多となっており、次いで、「現在は参加していないが今後は参加したい」が35.3%となっています。現在このような活動に参加していない人が7割以上いることが分かります。

また、「現在参加していないが、今後は参加したい」と考えている人の参加希望分野は「自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動」「高齢者等への手助けなど福祉に関する活動」と続いており、これらの市民をいかに取り込んで行くかが課題といえます。

一方で、活動に参加しない理由の質問には、「忙しくて時間がない」「身体の調子が悪い」と続きました。

7. 地域の問題解決力の保持・向上

地域が主体的に問題を解決していく力を保持・向上させるために必要なことは何かの質問には、「若者が地域に定住するための施策」が41.8%と圧倒的で、若者（後継者）不足に悩む現状が浮き彫りとなっています。

8. 少子化対策

少子化対策として、どのような施策を展開すべきかの質問には、「若い世代の雇用の場の確保」が35.0%で圧倒的に多く、次いで「仕事と家庭・地域生活の両立の支援」が17.6%、「子育て家庭への経済的負担軽減の支援」が12.9%となりました。

少子化対策には、若者の安定した雇用の場を確保し、生活支援や経済支援を行う施策が有効といえます。

9. 高齢化対策

高齢化対策として、どのような施策を展開すべきかの質問には、「高齢者や障がい者が利用しやすい施設の整備」が21.5%、「生きがいづくりや働く場の確保などの支援体制」が20.6%とほぼ同数でした。その他、地域全体で支え合うしくみの整備や健康増進事業の充実などがほとんど差がなく続きました。

10. 環境対策

環境対策のために、どのような施策を展開すべきかの質問には、「リサイクルの推進」が22.1%、「ごみの発生抑制及び減量化の推進」が20.3%となったほか、潟上市の特徴として「水辺等をよみがえらせるための浄化対策や環境整備」が16.1%あり、八郎湖の浄化対策への関心が高いことが分かります。

11. 権限移譲

地方分権の進展により、県から市への権限移譲が進められていますが、今後の方向性をどう考えるかの質問には、「積極的に権限移譲を受け、市民への行政サービスを向上させる」が29.6%、「事務内容を考慮し、市民サービスの向上に直接結びつく事務のみ受け入れる」が29.5%でこれらを合わせた肯定派は約60%となり、否定的意見が約15%だったことを考えれば、市民サービス向上に結びつくものは積極的に権限移譲を受けると市民は考えていることが分かります。





満足度及び重要度の散布図



潟上市総合発展計画検討委員会設置要綱

平成 17 年 10 月 21 日

告示第 147 号

改正 平成 17 年 11 月 21 日告示第 156 号

平成 19 年 3 月 12 日告示第 24 号

平成 21 年 3 月 25 日告示第 44 号

平成 22 年 9 月 16 日告示第 108 号

(設置)

第 1 条 本市の総合的、計画的な指針となる潟上市総合発展計画（以下「総合発展計画」という。）の策定において、市民の広範な意見を反映させるため、潟上市総合発展計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合発展計画の検討及び政策提案に関すること。
- (2) 総合発展計画の推進に関すること。
- (3) その他総合発展計画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 40 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議長、副議長及び常任委員会委員長
- (2) 行政委員会等を代表する者
- (3) 各種団体等を代表する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に掲げる所掌事項を処理するために必要な期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人、副委員長 2 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を



聴くことができる。

5 会議は、公開するものとする。ただし、議長は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月21日から施行する。

附 則 (平成17年11月21日告示第156号)

この告示は、平成17年11月21日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日告示第24号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日告示第44号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月16日告示第108号)

この告示は、平成22年9月21日から施行する。

潟上市総合発展計画検討委員会部会設置要綱

平成 17 年 11 月 29 日

告示第 172 号

改正 平成 22 年 9 月 16 日告示第 110 号

(趣旨)

第 1 条 潟上市総合発展計画検討委員会設置要綱（平成 17 年潟上市告示第 147 号）第 8 条の規定に基づき、潟上市総合発展計画検討委員会（以下「委員会」という。）に部会を置くこととし、部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 部会は、総合発展計画の策定に関し次の掲げる事項について、専門的に調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

- (1) 基本構想及び基本計画の検討に関すること。
- (2) 基礎資料等の収集に関すること。
- (3) 施策及び事業等の調査研究に関すること。

(部会の種類)

第 3 条 部会の種類及び所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育・文化と交流・連携部会（地域コミュニティ、行政改革、学校教育、生涯学習、スポーツ振興等に関すること。）
- (2) 快適環境と健康・福祉部会（生活環境、消防防災、防犯、交通安全、福祉、保健等に関すること。）
- (3) 住環境と産業部会（産業振興、道路整備、上下水道整備等に関すること。）

(部会長及び副部会長)

第 4 条 部会に部会長 1 人、副部会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 部会は、部会長が議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 11 月 29 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 16 日告示第 110 号）

この告示は、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。



潟上市総合発展計画検討委員会委員名簿

順不同：敬称略

No.	部会名	氏名	役職名	備考
1	① 教育・文化 と交流・連 携部会	千田正英	市議会議長	
2		菅原久和	市議会総務文教常任委員長	
3		工藤紀代子	教育委員会委員長	副部会長
4		伊藤金政	天王地区自治会長連絡協議会会長	
5		宮田紀夫	昭和地区自治会長連絡協議会会長	副委員長
6		伊藤義弘	飯田川地区自治会長連絡協議会会長	部会長
7		安田静男	スポーツ振興審議会会長	
8		小玉喜久子	連合婦人会会長	副委員長
9		千釜文夫	芸術文化協会会長	
10		小玉弘之	識見委員	
11		伊勢みどり	公募委員	
12		櫻庭真紀	公募委員	
13	② 快適環境 と健康・ 福祉部会	佐々木嘉一	市議会副議長	
14		佐藤昇	市議会社会厚生常任委員長	
15		小野栄	健康生活推進協議会会長	部会長
16		薩摩繁	民生児童委員協議会会長	副部会長
17		菅原金春	消防団団長	
18		小黒建一	老人クラブ連合会会長	
19		舘岡誠二	湖畔時報社社主	
20		鐙長秀	識見委員	
21		土肥智子	識見委員	
22		進藤留美	識見委員	
23		米谷堅光	公募委員	
24	③ 住環境と産 業部会	佐藤義久	市議会産業建設常任委員長	
25		鈴木菊男	農業委員会会長	
26		真壁末治郎	農業委員（土地改良選出委員）	
27		鈴木久米雄	JA秋田みなみ天王地区担当理事	
28		舘岡誠一	JAあきた湖東代表理事組合長	
29		菅原三朗	商工会会長	
30		太田金次郎	秋田県漁業協同組合天王地区運営委員長	
31		櫻庭長治郎	八郎湖増殖漁業協同組合理事	
32		折田仁典	都市計画審議会会長	
33		佐々木吉和	建設産業協会代表	委員長
34		加藤裕一	識見委員	部会長
35		奈良孝子	識見委員	副部会長